

●香川県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき変更後の区域により道路の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年3月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 紫雲出山線（232号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市詫間町大浜字船越甲1631番69 地先から	前	11.8~46.0	86	道路改良工事に伴う 平成7年香川県告示 第111号で変更した 区域の一部の変更
三豊市詫間町大浜字船越甲1631番68 地先まで	後	20.8~52.8		
三豊市詫間町大浜字船越甲1631番62 地先から	前	14.6~16.0	17	
三豊市詫間町大浜字船越甲1631番58 地先まで	後	16.0~16.8		

- 4 供用開始の期日 平成24年3月9日